

【警察本部】

件名	留置者への面会希望に係る相談への対応について
申立概要 【受理 23.12.8】	<ul style="list-style-type: none">・警察署に事前に電話で問合せをした上で、面会に行ったが規則を理由に面会も差入れも認められなかった。・警察は、初めてでわからない人に対して、最初にもっと丁寧な説明をする義務があるのではないか。
確認事項	電話で差入れの時間についての問合せがありましたが、特定の被留置者に関する具体的な相談ではなかったため、相談を受けた担当職員の説明は、差入れの受付時間等一般的な教示に留まっており、面会や差入れに係る具体的な制限等については、説明されていないことを確認しました。
回答 (意見・要望) 【通知 24.1.6】	被留置者への面会方法や差入れに係る制限など、制限等の内容が一般に周知されていない事項に係る相談等については、問合せの趣旨や目的等を十分に確認した上で、相談者の立場に立ち、わかりやすく丁寧な説明や対応に努めるよう求めました。